

県職員聴取内容及び業務引継の有無等に関する資料について

令和4年5月17日

静岡県

1 県職員聴取内容

退職者も含め、県職員 39 名に対し、公文書の内容についての認識等について聴取を行った結果を以下(1)、(2)のとおり整理した。

(1) 引用公文書及び聴取内容一覧

(2) 県職員聴取結果における危険の予見、業者の態度、上司等への報告について

① 森林計画課、東部農林事務所

② 廃棄物リサイクル課、東部健康福祉センター

③ 土地対策課、熱海土木事務所

2 業務引継の有無等に関する調査結果

(1) 業務引継の有無等に関する調査結果について

添付資料…① 時系列表

② 熱海土木事務所 所長引継

(1) 引用公文書及び聴取内容一覧

1 関係者

関係者	関係者の説明	実名
A社	前土地所有者	A社
B社	盛土造成実行行為者	B社
C者	現土地所有者	C者
D社	土採取等規制条例届出書 現場責任者 (2007. 3. 9～) ④区域の林地開発許可の施工者 ⑥区域のコンクリートがら搬出元の現場請負者	D社 ※O氏
E社	土採取等規制条例届出書 現場責任者 (2009. 12. 9～) B社=E社	E社
F社	木くず混じりの土砂の搬入者	F社
G社	土砂の搬出元 (の一人)	G社
H社	(赤井谷) 出入り業者	H社
K社	現土地所有者が経営するグループ会社	K社
L社	現土地所有者が経営する建設部門のグループ会社	L社

2 引用公文書及び聴取内容

日付	内容	引用文書	対象者	聴取内容 (危険の予見、業者の態度、上司等への報告以外)
2007. 5. 22	県東部農林事務所、市が、A社に対し、林地開発許可違反(疑い)に係る現地調査・現地指導を実施。 ・森林改変面積が概算で1haを超えていることを確認。 ・沢の本流の流末に転石積土留を施工中で、その20mほど上流に丸太を組んで転石を配置した土留柵が設置。これ以外に土砂の押さえはないことを確認。 ・行為の中止、改変区域の求積を口頭指導。	A008	森林 農林一係長(起案)、技監(決裁)	森林 ・「誰がどのような目的で、どのような規模で開発を行うのか」を調べるよう、部下に指示した。(技監)
2007. 5. 31	県東部農林事務所は、A社に対し、当該行為が林地開発許可違反と判断し、森林法に基づき、土地改変行為の中止、土地の形質変更面積の実測・求積図の提出、復旧計画書の提出を文書指導。(森林法10条の2第1項)	A012	森林 農林一係長(起案)、技監(決裁林業トップ) 森林計画室一主査(起案)、室長(決裁)	森林 ・2007年5月の処理は落ち度なく、対応できたと思う。なお、その頃、盛土の存在は知らなかったし、盛土そのものが存在していなかったと思う。(係長) ・当時は盛土はなく、土砂が流出ないように柵を設置させることを指導していた。(技監) ・記憶があまりないが、きちんと対応していたと思う。(室長)
2008. 4. 25	県東部農林事務所が、A社に対し、林地開発許可違反に係る復旧計画書の修正についてFAX送付	A044	森林 農林一係長(補正指導)	
2008. 4. 28	A社が、県東部農林事務所に、林地開発許可違反に係る復旧計画書及び報告書を提出。 復旧面積：1.2329ha 復旧計画の内容(木柵、堰堤等の土砂流出防止工(施工済)、植栽、種子吹付)	A046	森林 農林一係長(補正指導)、技監(トップ)	

2008. 8. 5	<p>県東部農林事務所及び市は、A社に対し、2008年7月25日付け復旧工事完了報告書に基づき、復旧工事の完了を現地確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マツ苗木の植栽及び種子吹付の実施を確認。 	A049	<p>森林 農林一主任（起案）、係長（補正指導）、技監（決裁）</p>	<p>森林 ・毎回、測量しているわけではないが、2008年8月のときには1haを超えている認識はなかった（主任） ・現地確認をした際、目前で廃棄物を処分しようとしたことがあり、それを止めたことがあった。（係長） ・小規模なもので、伐採していたという記憶がある。（技監）</p>
2009. 1. 21	<p>A社、市、県東部農林事務所、県熱海土木事務所が今後の残土処理について協議。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県東部農林事務所は、「再度の林地開発許可違反は許されない。将来林地開発許可を得ようとする場合は、防災計画を大きく見直さなければならない」旨説明。 ・県熱海土木事務所は、逢初川の土砂流出を懸念。万全な対策を依頼。 ・A社は、「県や市に絶対迷惑がかからないようにする。面積が1haを超えることはない。当面の量は3,000㎡～5,000㎡程度。」と回答。 ・市は、工期延長を認める。 	A056 A057	<p>森林 農林一係長（起案）、技監（決裁）</p>	<p>森林 ・1年間の在籍であったが、A社には「今後、森林法違反になる行為をしないように」と何度も釘を刺した。（係長） ・熱海市内部のことになるが、市の内部で意思疎通ができていないように感じていた。その不安感があった。（係長） ・法的には市が確認するもので、県は助言・支援するもの。1haを超えたら本庁案件。（技監）</p>
2009. 2. 13	<p>盛土箇所隣接地に野積みされているコンクリートガラについて、市、県東部健康福祉センター、県熱海土木事務所、県東部農林事務所が、A社に対し、事情聴取及び指導を実施。</p>	A060	<p>森林 主任（起案）、課長（決裁）</p>	
2009. 2. 27	<p>盛土箇所隣接地に野積みされているコンクリートガラについて、市が県東部農林事務所に対し、測量結果等を報告。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全面積は、1,220㎡、うち森林に係る部分は約600㎡。 ・この測量結果を基に、A社に対し、（伐採）届出の指導を行う。 	A061	<p>森林 主任（起案）、課長（決裁）</p>	<p>森林 ・1.2haと聞いている。2008年8月に是正が完了し、その後は1haを超えていない。（課長）</p>
2009. 6. 24	<p>県東部農林事務所、市が、現地調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赤井谷において、伐採届の提出なく残土搬入がされていることを確認。 ・土の搬入は小田原の業者。残土場として当地を提供して処分料を受け取り、他の開発に費用を回している。 ・県東部農林事務所から市に対し、現時点では、1ha未満で小規模林地開発の範疇であるため、小規模林地開発制度等に基づき適切に指導するよう伝達。 	A067	<p>森林 主任、係長（調査・起案）、技監（決裁）</p>	<p>森林 ・熱海市が担当。1haを超えないよう指導していた。1haに収まっている認識だった。（主任）</p>
2009. 7. 2	<p>県東部農林事務所、県熱海土木事務所、市が、A社及び盛土造成実行行為者B社から残土処分計画を聴取。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・伐採届を提出せずに伐採及び造成工事をしていることを確認。県東部農林事務所から、工事の中止及び伐採届の手続を行うよう口頭指導。細かい指導は、（伐採届を所管する）市に聞くよう指導。 ・市から、土採取条例について、申請の範囲と実際が異なっているため、変更の書類を提出するよう口頭指導。 	A068 A070	<p>森林 課長、主任（調査・起案）、技監（決裁）</p>	<p>森林 ・2008年、2009年の段階では切土の状態で植栽すれば、森林をもどせるという認識だった。下流に残土があり、道を作っていた。M社のにごり水を心配していた。（技監）</p>
2009. 10. 9	<p>県熱海土木事務所は、2009年10月8日の伊豆山港及び逢初川河口部のにごり調査をうけ、逢初川源頭部の状況を調査。雨水により、開発地の転圧不足の土砂が流れ出ていることを確認。</p>	A074	<p>土木 工事課長（決裁・現地調査）</p>	<p>土木 ・熱海市に土の採取等に関する技術的基準に基づくよう指導したが、やっていなかった。（工事課長） ・固化については、堰堤かなと思ったが、やっていない。（工事課長）</p>
2009. 10. 16	<p>県森林計画室、県東部農林事務所が残土処理場の現地調査を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（現場にいた施工業者からの聞き取り）横浜から土砂を搬入しており、今後も搬入を続ける。下流河川、漁港で多少の濁水が発生しているが以前ほどではない。 ・盛土の不適切な施工を確認（転圧用機械は使用していない。盛土勾配が不適切。（県熱海土木からの聞き取り）下流の砂防堰堤上下流の堆積土砂が増加している。（対応方針）土条例を所管する市を通じて、適正な盛土の実施と下流への土砂流出対策について指導を行うよう依頼する。 	A075	<p>森林 森林計画室一副主任（調査・起案）、室長（決裁）、農林一主任（調査）</p>	

<p>2009. 11. 4</p>	<p>県熱海土木事務所、県東部農林事務所、市が、残土処理場について今後の対策を協議。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の危険な状態を行政として放置しておくことは許されない。業者に対し至急何らかの措置を命ずる必要があるということで、3者(市、熱海土木、東部農林)の認識は一致。 ・土採取条例については期限が切れている。当初申請の下流にロックフィルダムを作るという方法を変更しているにもかかわらず、変更申請もせずに上流部から土砂を捨てているというずさんな状態。 ・(2009. 7. 21 の伐採届出の範囲(0. 58ha)を超えて)現地は(改変面積が) 1 ha を超えている可能性があり、市から面積の算出のための測量も指導。 ・土採取条例上の規制として、土砂搬入の中止、防災措置の変更計画等を市から指導する。 	<p>A076 A077</p>	<p>土木</p> <p>【出席者】 所長、技監、(都市) 課長、主幹、(用地) 課長、主事、(工事) 課長</p> <p>森林</p> <p>農林一課長(出席・起案)、技監(決裁)</p>	<p>土木</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2009年11月4日の会議の記憶はない。所内での打合せの記憶もない。(所長) ・開発行為を担当する熱海土木事務所都市計画課主幹から報告を受けていたが、自分に関わっていない。所管する法律上、関わりはない。(都市計画課長) ・主幹の様子は他にも関わりがあったので、伊豆山のことがどうか分からないが、大変そうだった。(都市計画課長) ・直接は熱海市が担当する。2009年11月4日の会議は伊豆山港のにごりの件で行ったかもしれない。(都市計画課長) ・本庁土地対策課と事務所都市計画課との関係について、事務所で土採取は用地管理課が担当していた。技術的なことは審査していたと思う。(都市計画課長) ・熱海市は弱気だったので、やるべきことはやった方がよいと指導していた。業者に対して怖がっていたイメージがある。(都市計画課長) ・熱海市からの相談を受けて、会議が開催されていた。河川管理担当として会議に出席、当時は川にある不法温泉管をなんとかしたいとの思いであった。(主事) ・熱海市の対応は工事課長が行っていた。(主事) ・2009年11月4日の会議について、上の方が崩壊すると認識していて、今なら間に合うと思えば段切りをとるよう指導した。(工事課長) ・現場の状況を危惧し、機会あるごとに、市に対して、指導にとどまるのではなく、強制措置をとる必要があることを助言した。(工事課長)
<p>2009. 12. 1</p>	<p>県熱海土木事務所、県東部農林事務所、市が、残土処理場について今後の対策を協議。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最悪のことを考えて、行政代執行の用意をしたほうがいいのかという意見が出た。防災施設設置が最優先。市が土採取条例の違反と、伐採届で当初から計画されていた防災施設を設置するように指導する。 ・A社は会社として機能していない。土地を借りて行為をしているB社に直接指導する。 ・防災工事(沈砂池、土堰堤等)ができなければ工事を止める。 	<p>A089</p>	<p>土木</p> <p>【出席者】 所長、技監、(都市) 課長、主幹、(用地) 課長、主事、(工事) 課長</p>	<p>土木</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の名前も思い出せなかったし、出席した会議も思い出せない、現場も行ったことはない。(技監) ・都市計画課は開発行為の許認可を担当、土採取は土地対策課が担当。宅地開発を計画するということで関わっていた。(主幹) ・河川が1/1ないのが問題で、「事業者に河川改修させるのはおかしい」と事業者は言っていた。(主幹) ・不法占用の温泉管についても言ってきており、それについては調査した。(主幹) ・本来ならダムを造るべきであったが、それに比べると簡易であった。熱海市はそれなりに対応していた。(主幹) ・直接の権限行使は熱海市で、土木事務所の権限は盛土行為とは一線があり、河川・港で間接的に関与していた。(主幹) ・所長は会議で防災の措置をとるよう言っていた。(主幹) ・指導しても逃げるので、手詰まり感があった。どういう権限でどこまで迫れるか分からなかった。(主幹) ・代執行の準備を行っていた記憶はない。(用地管理課長) ・現場について、上流地域は技術職員が対応しているものだと思っていた。(用地管理課長) ・雨が降ると危険があるという認識はあったが、熱海市と農林事務所が協力して対応していると考えていた。また、市の動きは能動的であると感じていた。(用地管理課長) ・2009年12月1日の会議について、資料で“行政代執行”とあるのは、行政代執行を見据えて対応していくということ。ただ、もし、行政代執行となった場合

			<p>には、多額の費用がかかることは共有されていた。(工事課長)</p> <p>森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2009年の会議や対応については、記憶がない。行政代執行の協議をしたと記録にあるが、そのようなことすら記憶はない。(主幹) ・記憶はあまりないが、当時の担当が熱海市と農林事務所とやりとりをしていた記憶はある。(室長) ・1ha以上は許可が必要だが、1ha未満であるので県が所管する案件でなく、市の所管の認識であった。(室長) ・求積図は復旧面積を含めたものであった。また、当時は、市が中心となって対応するというスタンスであり、市からは、林地開発であり、県が対応すべきでないのかといった発言は一度もなかった。(係長)
2009. 12. 3	<p>県東部農林事務所から県森林計画室に対し、残土処理場に係る市の指導の結果について情報提供。</p> <p>日時・相手先：2009年12月2日、A社、B社</p> <p>内容：12月7日の週に防災措置(※)を施工する旨の回答があった。</p> <p>※最下流部にセメント安定処理により土えん堤を設置。盛りこぼした土砂については流出防止のため整形。</p>	A090	<p>森林</p> <p>農林一課長(出席・起案)、係長、技監(決裁)</p> <p>森林計画室一主幹(起案)、室長(決裁)</p>
2009. 12. 9	<p>A社が、市に、県土採取等規制条例に基づく「土の採取等変更届出書」(第1回)を提出。</p> <p>(面積 9,446 m²→9,696 m²、盛土量 36,276→36,640 m³ 工期 2007. 4. 9~2008. 4. 8→2007. 4. 9~2010. 4. 8 盛土下部の工法：ロックフィル→土堰堤 現場責任者D社→E社)</p> <p>(県の推測) 変更届出書では盛土量は36,640 m³となっている。2021年9月、県が、届出書の地形データや県調べの地形データを用いて届出書の計画図のとおりで可能な盛土量を検証。その結果、盛土量は6,000~8,500 m³が搬入可能であることが判明。(A社が搬入可能量を偽って届出した可能性がある。) 当初申請では土留堰堤は大型のロックフィルダムだったが、2007. 5. 22に実際に施工されたのは転石積土留+丸太土留柵だった。(写真2参照) 2009. 12. 9の変更届出書では、その土留を利用する形で土堰堤に計画変更。その土留では高い盛土ができないので、高さ15mの盛土をする計画として偽って申請した可能性がある。</p>	A135	<p>森林</p> <p>農林一課長、係長(担当係)、技監(林業トップ)</p> <p>森林計画室一主幹(起案)、室長(決裁)</p>
2009. 12. 10	市が県土採取等規制条例に基づく土の採取等変更届書(第1回)を受理。	A135	<p>森林</p> <p>農林一課長、係長(担当係)、技監(林業トップ)</p> <p>森林計画室一主幹(起案)、室長(決裁)</p>
2009. 12. 14	<p>県東部農林事務所から県森林計画室に対し、県東部農林事務所から、残土処理場に係る市の指導に対するA社らの対応状況について情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・B社が12月9日より、防災工事(セメント安定処理を行った土堰堤)に着手し、12月21日の週には完了予定。 ・2月末には法面を成形して、植栽し、完成させる予定。 	A091	<p>森林</p> <p>農林一課長、係長(担当係)、技監(林業トップ)</p> <p>森林計画室一主幹(起案)、室長(決裁)</p>
2010. 4. 13	<p>廃棄物リサイクル課が、E社から聴取。</p> <p>B社：残土処分場は、2010年6月末を目処に土砂崩壊・流出防止工事を完成させる予定。</p>	A095	<p>廃棄物</p> <p>東部健福センター一班长</p> <p>廃棄物リサイクル課一班长</p>

2010. 7. 20	<p>県東部農林事務所から県森林計画課へ、残土処分の現状について情報提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A社・ B社の残土処理が完了することから、D社が残土搬入を継続したい旨の相談を行っている。 ・ 熱海市は延長を認めない方針 	A104	<p>森林</p> <p>農林一主査、係長（担当係）、技監（林業トップ）</p>	
2010. 9. 9	<p>県東部健康福祉センターが、A社に対し、廃棄物処理法に基づく指導票を交付した。</p> <p>A社：D社〇氏が改良剤100袋を入れさせたと聞いている。F社からもその報告を受けている。木くずの撤去はD社〇氏に計画書を出させ、終わったら報告させる。</p>	A110	<p>廃棄物</p> <p>東部健福センター一班长</p>	<p>廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ㊦氏は「木くずはすぐに片付ける」と言っていた。（班长）
2010. 9. 17	<p>市は、A社に対し、土採取等規制条例に係る要請文書を発出。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土砂の搬入をしないこと。（注：工期限は2010. 7. 8で、既に過ぎている） ・ 完了届を提出して検査を受けること。 	A135	<p>森林</p> <p>農林一主査、係長（担当課）、技監（林業トップ）</p>	
2010. 10. 8	<p>市が、A社に対し、土砂搬入の中止文書を出発。</p> <p>2010. 9. 17付要請文において、貴殿が実施している工事に対し、工事期間が過ぎているので「工事中止」と「完了届の提出」を要請している。しかし、要請を無視して残土の搬入が行われており、土砂崩壊が発生すると逢初川水域の住民の生命と財産に危険を及ぼす可能性があるため、即刻土砂の搬入中止を要請する。（工事期間：2010. 4. 10～2010. 7. 8）</p>	A135	<p>森林</p> <p>農林一主査、係長（担当課）、技監（林業トップ）</p>	
2010. 10. 19	<p>県東部健康福祉センターが現地調査。D社〇氏から聴取。</p> <p>〇氏：残土を入れ続けているのはE社。重機オペレーターはD社の者だが、金はE社が払っている。がれきの処分（㊦区域の場所）については自分が責任を持つが、残土処分場のことは責任を持ってない。</p> <p>（県の注：残土を入れ続けているのが本当にE社かは不明。）</p> <p>10月20日、同センターによるE社への聴取において、E社は残土を入れているのは自分ではないと主張。</p>	A121	<p>廃棄物</p> <p>東部健福センター一班长</p>	
2010. 10. 20	<p>県東部健康福祉センターが、10月7日に収去した現場進入路に置かれていたがれきの石綿含有検査を依頼した。検査結果に石綿含有はなかった。（11月2日成績書）</p>	A122 A130	<p>廃棄物</p> <p>東部健福センター一班长</p>	
2010. 10. 25	<p>県東部健康福祉センターが、2010年10月7日に現場にダンプから廃棄物混じりの土砂が下ろされていることを確認。その搬出元G社に立入調査。</p> <p>G社：H社（赤井谷の出入り業者）から、土がほしいと言われ、建設残土をタダで持って行ってもらった。H社から、持って行く建設残土は篩（ふる）わなくてもいいと言われた。</p>	A124	<p>廃棄物</p> <p>東部健福センター一班长</p>	
2010. 11. 8	<p>県東部健康福祉センターが、2010年10月7日に廃棄物混じりの土砂を搬入した出入り業者H社を訪問した。</p> <p>H社：伊豆山の現場の施主はF社だと思っていた。伊豆山へ残土を持ち込みたかったため、その営業のつもりで、施主（と思っていたF社）からこれを運んでくれと頼まれた土砂を無料で運んだだけだ。</p>	A134	<p>廃棄物</p> <p>東部健福センター一班长</p>	

<p>2010. 11. 10</p>	<p>県東部農林事務所、県東部健康福祉センター、県熱海土木事務所、市が、A社関係の開発行為に係る対策会議を開催。</p> <p>(市)・A社から伊豆山地内で残土処理及び道路開設したいとの相談があった。これまでA社及びその関連会社による開発は、現在市内6箇所で行われている。全てが開発途中で止まっており、また管理もずさんで申請どおりに施工されていない。その中で今回新たな開発の相談があった。(D163：A社と現在の埋立を完了させた上で、別会社による新たな1haの許可を得ることはできないか。道路整備とそれに伴い土砂搬入ができないか。)市としてはこのような状態を放置できない。関係機関と協力して対応していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ha未満で土採取規制条例により工事しているが、届出期間が過ぎても工事しており、廃材も捨てられている。新たに事業主を変えて1ha未満の届出を市へ提案している。合計で1ha以上になるので(D163：1haを超えているかについては測量されていないので未確定)、森林法の林地開発許可他の法令で規制できないか。 (県)・県も熱海市の現状を承知しており、それぞれの法令等に基づき協力する。 ・林地開発許可については、東部農林事務所が持ち帰り検討する。 ・逢初川につながる上流箇所であり、流量オーバーと水質汚濁が心配され、河川管理者としても無視できない。 <p>(上記と同じ打合せについての東部健康福祉センターの復命書)</p> <p>市：現地(A社所有地内)に市水道の中継用受水槽があり、市が行政命令を出すとA社がその使用停止を求めてくる可能性がある。</p>	<p>A135 A136 (D163)</p>	<p>土木 所長、技監(決裁)、課長、主任、主事(用地・出席)、課長(都市・決裁)、課長(工事・出席)</p> <p>森林 農林一主査、班長代理(出席・起案)、技監(決裁) 森林計画課一主査(起案)、課長(決裁)</p> <p>廃棄物 東部健福センター一班長</p>	<p>土木 ・引継ぎがあったかほとんど覚えていない。(所長) ・A社は覚えている。市が主体で対応していた。用地管理課が開発行為するためには河川改修が必要であると話したところ、不法占用物件の温泉管の話を持ち出された。A社はインターネットの情報によると土地売却を進めているようだった。工事は止まっている状態。(所長) ・熱海市がしっかりやっているという印象だった。(所長) ・2010年度は、不法占用の温泉管の対応をしていた。移設できる物は移設させ、できない物は許可を取らせた。(技監) ・河川管理者として会議に出席した。盛土は担当外の認識だった。また、熱海市案件と捉えていたと記憶している。(用地管理課長)</p> <p>森林 ・土採取の変更届は見えていない。(主査) ・1haを超えているかの検討はしたかどうかははっきりしない。A社とD社とは別と判断する。事務所だけでは判断しない。本庁に確認するはず。(主査) ・会議は、とりあえず、市が土採取条例で動く。ただし、他に手立てがあったら各々考えるというものであった。(班長代理) ・林地では対応できないというのは、本庁と事務所が両方で協調したものと認識している。(班長代理) ・2010年11月当時、小山町に災害(2010年9月8日)があつて全員出払っていた。(班長代理) ・林地開発の権限内かどうかの判断を行った。(技監) ・1ha未満の開発は所管外なので、対象外という認識であった。このような案件はたくさんあり、その中の一つの事案という対応をしていたと思う。(技監) ・面積が1haを超えているかどうか、面積を確定してほしい。でなければ、次の対応がとれない。(主査) ・基本的には測量は事業者又は市が実施するものであり、県自らが測量を実施して面積を確定することは行っていない。(主査) ・市からの情報を基に、課内で検討した。事業者が複数からんで特定できない、1haを超えている根拠もないことから、一体性は判断できなかった。(主査) ・この件については、あまり覚えていない。(課長) ・市の範疇という認識、東部農林事務所は市とやりとりをしていたようだが、本庁の関与はなかったと思う。(課長)</p>
<p>2010. 11. 11</p>	<p>県東部農林事務所が、県森林計画課に対し、2010. 11. 10 関係機関打合せ会議の内容を情報提供。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社とB社による残土処理は、ほぼ計画どおりに完了し、緑化を残すだけとなっていた。市の判断で、残土の搬入が継続されることを防ぐため、届出期間をもって完了扱いとなっていた。 ・しかし、ここに別会社であるD社が無許可で残土を搬入している。 ・廃材も捨てられている。 ・(A社・B社の開発地)+(D社開発地)>1haとなっている。 <p>(課題) D社とA社の関係の確認による林地開発許可の必要性を把握</p>	<p>A138</p>	<p>森林 農林一主査、班長代理(出席・起案)、技監(決裁) 森林計画課一主査(起案)、課長(決裁)</p>	<p>森林 ・同上</p>

	(県の注釈) その後、県東部農林事務所は、開発行為は1ha未満で林地開発許可は必要ないと判断した。			
2010. 11. 19	D社の依頼を受けた重機オペレーター及びF社が、2010年10月20日に掘り起こした木くずの撤去(⑥区域の現場への移動)を行い、同作業が完了した。 F社が、現場進入路に敷かれたがれき類等を運び込んだことを認めたため、廃棄物の撤去に関する指導票を交付した。	A143	廃棄物 東部健福センターー班長	
2011. 1. 21	県廃棄物リサイクル課、県東部健康福祉センターが打合せ。 ・措置命令を前提に事務を進めたい。(注:廃棄物処理の観点から) ・関係者が多い上に各々の主張が異なり收拾がつかない。 ・措置命令を出す相手は誰になるかがまず問題。 ・廃棄物処理法第18条報告により、情報を収集し、整合しない点があれば更に追加の報告を求める。十分な証拠が揃った段階で措置命令を発出する。 (県の注釈:措置命令の対象行為が何かについては本記録からは読み取れない。)	A153 A154	廃棄物 東部健福センターー班長 廃棄物リサイクル課ー班長	廃棄物 ・他に行政代執行案件が2件あり、それらに比べて本件は重要視していなかった。A社の案件でもビル解体の廃棄物の方が問題となっていた。(課班長) ・当時、措置命令をしなかったことについては、「これだ」というものはないが、行政代執行するためには、それなり証拠が必要である。当時、国補助金予算があったが、優先度がそれ程でもないため、ついていない。(課班長)
2011. 3. 4	県森林計画課、県東部農林事務所、市が、残土処理場について現地調査を実施。 ・残土処理(盛土)の施工が悪く、浸食・崩壊が発生し、沈砂池までの流出を起こしている。今後も浸食や崩壊が進行するおそれが高い。 ・市には、「伐採届」「土採取条例」に基づく指導を行うよう依頼。 ・リーマンショック以降、事業者との連絡がつきにくい状況になっている。	A159	森林 森林計画課ー主査(調査・起案)、課長(決裁)、 農林ー主査(調査)	
2011. 3. 17	市、県土地対策課、県森林計画課が現状の確認と今後の対応について協議。 ・2010.8に完了期限を迎えたが、出来形に関する是正、廃掃法による指導が行われているうちに中断し、放置されてしまった。 ・沈砂池は設置されているものの、盛土面の植栽・緑化や排水の不備により、法面からの土砂流出が生じている。 (土採取条例(市)) ・現地はほぼ完成しているが、計画断面と完成断面の相違がみられ、是正を指導している。 ・指導中に盛土内への異物混入が判明し、保健所の指導がされた。 ・これらの指導中に新たな土砂搬入が行われ、撤去を指導している。 ・指導を行っても是正される様子はない。 ・土地所有権がA社からC者に移動し、問題が複雑になっている。 ・行為者に対して、条例に基づく命令を考えている。 (土採取条例(土地対策課)) ・土採取条例にも監督処分等に関する規定があるものの、本来が届出規定であることもあり、単独の対応では規制及び指導の効力が弱く、森林法など個別法による対応を軸に指導することが望ましい。 ・災害防止のため、緊急の必要があると認めるときは、条例第7条の規定により直ちに停止命令を行うことが妥当と考える。 ・命令をして、その後どうするのかを明らかにした上で対策を行わなくてはならない。行政代執行を行う覚悟も必要である。 (森林法(県森林計画課)) ・無届伐採として是正を指導し、違法状態が解消された後、1ha未満の残土処分を行うために伐採届が提出され、市が受理し、指導している。伐採届に基づいて、植栽の勧告等は行える。 (対応)	A165 A166	土木 土地対策課ー課長(決裁)、班長、主幹、主査(出席)	土木 ・全体の覚えが薄い。(課長) ・県は技術的助言をする立場という認識であった。(班長) ・当該事例はあらゆる事例のうちの一つという認識だった。(班長) ・2011年3月に熱海市が対応するのが基本ということになり、それ以降は何か特別なことを行った記憶はない。また、大きな問題も発生しなかった。(班長) ・熱海市が措置命令を決めたことについては承知しておらず、これを取り消したことも同様に知らなかった。また、熱海市からの報告もなかった。(班長) ・仮に土採取の届出がデタラメだったとしたら、是正を求め、受理はしない。また、熱海市が受理した当該届出を確認したこともない。(班長) ・年度当初に市町に対して説明会を開催し、土採取法の事務の取扱いは説明していた。(班長) ・熱海市から措置命令の状況報告は覚えていない。課内では、措置命令について、その後のことまで考えないとできない、土砂の持って行き場が課題だということ話をしていたことは覚えている。(班長) ・土採取法の案件については、担当は決まっていたが、室員に情報共有して皆でやっていた。(主幹) ・2011年3月に2回相談があった。開発行為の担当課と土採取の担当課の2課で来ていた。(主幹) ・措置命令ができると話した。ただし、事業停止命令だけでは不十分という話もした。(主幹) ・熱海市には技術的助言をした。「やった方がいい」と話をしている。(主査) ・熱海市が措置命令を出さなかった記憶はない。2011年3月の会議では命令を出す意気込みがあったが、2011年6月以降は連絡がなかった。(主査) ・2011年3月の熱海市の様子は土地所有者が変わって、解決の道筋が見えたよ

	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には熱海市対応 ・土砂の流出、崩壊等の危険性があるため、緊急の是正を行わせる必要がある。 ・しかし、会社の実態から是正指導に従うことは考え難い。 ・まずは期限を区切って文書指導を行い、つづいて、停止(中止)命令を行っていくことになるが、土砂流出の低減のためにも、届出の受理者である市が、播種等の代執行は行う必要があるかもしれない。→他の場所でA社が行っている開発行為にも影響するので、慎重に対応したい。 ・所有権が移動しているため、新たな所有者へも違法状態が是正されていないことを伝達し、是正されない限り、新たな開発は行えないことを伝える。 		<p>森林</p> <p>森林計画課－主査（出席・起案）、課長（決裁）</p>	<p>うに言っていた。この機を逃さないようにと前向きだった。命令を出す相手はずっと捜していた。（主査）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A社のことは、前任からの引継ぎのときに聞いていた。着任後、熱海市からあまり連絡はなかった。連絡も相手と連絡がつかないという話で、現場がひどい状況になっているという印象はなかった。熱海市はY氏だからできていた。（主査） ・後任に引継ぎした。（主査） ・措置命令を出していない、理由は想像であるが、市に弱みがあったので、その先を見据えすぎたのではないか。また、相手が適当かということもあるが、弁明の機会があるので心配はなかった。（主査） <p>森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積が分かっていた。市が指導しても業者は動かない。最終的には撤退して終わった。（主査） ・1 ha ギリギリの申請は全県的にも頻繁にある話で、まずは市が対応することになる。一体性の判断については会議では対応案を検討した。本件については、正確な面積が確定していないので、そこまでだった。（主査） ・2011年3月当時、課題は土の運搬を止めることと緑化であり、市と共有しながら、できつつあったので安心していた。（主査） ・基本的に市が対応との結論は、県と市がお互いに了解していた。また、県と市は綿密に連絡を取りながら対応しており、県が一方向的に拒む姿勢を見せたことはなかった。（主査）
<p>2011. 4. 28</p>	<p>県熱海土木事務所が、県東部農林事務所へ森林法での規制の可否について電話照会し、森林法で規制するのは難しいとの回答を得た。その後、市にも連絡し、以下を確認した。市は、A社及び施工者に土採取等規制条例第13条に係る報告書の徴収を2011年4月28日付けで発出した。文書の回答期限は5月16日。</p>	<p>A174</p>	<p>森林</p> <p>農林－主査</p>	<p>森林</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同上
<p>2011. 5. 19</p>	<p>市、県廃棄物リサイクル課、県東部健康福祉センター、県熱海土木事務所、前土地所有者（A社P氏）、現土地所有者C者代理人、土地仲介人が参集し、今後の対応について協議。A社代表取締役は急遽欠席。</p> <p>A社が所有地をC者に売却したことを受け、これまでA社が赤井谷で行ってきた土採取の今後の処理について、打ち合わせた。A社P氏からは「県や市からの要望は持ち帰って後日回答する。」「現場のことはD社O氏しか分からない。」「(現場作業を担当した)E社とは連絡がとれない」等の回答しか得られなかった。改めて、A社代表取締役、D社O氏等と呼んで事情聴取することとした。</p>	<p>A177</p> <p>A179</p>	<p>土木</p> <p>所長、技監（決裁）、課長（用地・決裁）、主任（用地・出席）、課長（工事・決裁）</p>	<p>土木</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2011年度当初に業者が行政指導を聞かないことを聞いたが、直接の許認可を持たない土木事務所が手を出せる立場になかったと認識している。（所長） ・前任の所長から特別な引き継ぎは受けていない。後任の所長に直接の引き継ぎも行っていない。（所長） ・熱海市と県農林事務所に対応するものと考えていたと思う。（所長） ・現場は遠くから眺めた程度の視察を行ったことがある。本庁部長が視察に来たが、技監が対応したと記憶している。（所長） ・熱海市は大変だったと思う、身に危険が及ぶような相手と聞いたことがあった。たとえ、措置命令などを発出しても従うような業者ではなかったと思う。熱海市が措置命令を出さなかったことは知らなかった。（所長） ・2011年度当初の所長のレクで、都市計画課長時代に宅地開発の件で、A社に措置命令を出していたこともあり、熱海市に出すように伝えた。（技監） ・熱海市の管理職から所長に命令を取り下げること、あとは熱海市に任せてほしいとの話があった。その後も当該職員にことあるごとに話をしたが、管理職が所長に説明したことでもあり、市に任せた。（技監） ・土の採取等変更届書（第1回、2009年12月9日付）は見た。あれでやってもらおうと思っていた。技術指導はしていた。（技監）

			<p>・引継ぎは後任の工事課長、技監にした。現場にも案内した。現場に行くと草が生えていて分からなくなっていた。浸食した様子もなかった。危険性が感じられないかもしれなかった。(技監)</p> <p>・1 ha 未満の開発は熱海市の対応であった。(主任)</p> <p>・熱海市が措置命令を決定、取り消したことは承知していない。(主任)</p> <p>・この後の2012年頃の記憶はあまりない。過去の会議は熱海市からの要請で出席したが、この頃には全く出席要請がなかった。また、港のにごりなどのクレームもなく、大きな問題は発生しなかった。(主任)</p> <p>・A社という会社の名前をうっすらと覚えている程度で、その他のことは全く記憶にない。会議に出席したことも同様に覚えていない。盛土そのものも、記憶にない。(工事課長)</p>
		<p>廃棄物 廃棄物リサイクル課一班长 東部健康福祉センター一班长、専門主査</p>	<p>廃棄物 ・2011年5月に土地所有者等関係者を集めた会議があったが、A社の社長が欠席したため、進まなかった。あとで、新しい所有者(C者)が片付けるという話があった。(課班长)</p>
2011. 6. 2	<p>市は、土地採取等規制条例第6条に基づくA社に対する措置命令の発出を視野に入れた対応を行うことを決定。なお、通知案については県土地対策課担当者にも相談。</p> <p>1. 弁明の機会の付与通知 6月中旬(提出期限6月下旬)</p> <p>2. 弁明書の提出がない場合、条例第6条に基づく措置命令 7月中旬</p> <p>現時点では県土地対策課と相談しながら1～2までの処理、今後の対策について検討していきたい(今後の対策については、現所有者であるC者とも協議の必要があると思われる)。</p> <p>(注)起案文書の中には、土採取等規制条例第6条に基づく「是正措置の命令」、同第7条第1項に基づく「事業停止の命令」及び行政手続条例第26条の規定に基づく「弁明の機会の付与通知書」については、それぞれ県の案、市の案が添付されている。</p> <p>(県の注釈)市の行政文書には、文書の発出について、県の案も添付されているが、県には、この協議について行政文書は残っていない。</p>	熱海市	<p>土木 土地対策課 主幹</p> <p>土木 ・2011年6月の熱海市とのやりとりについてははっきり覚えていない。文書の体裁についてのものであったと思う。班内で情報共有していたと思う。(主幹)</p> <p>・当時、課長は知っていたと思うが、個別的な指示はなかったと思う。事務所を経由して上がってくる話ではない。課としては、違反行為をしているので、きちんと対応した方がいいという考え。主体は熱海市であり、技術的支援はしていく。(主幹)</p> <p>・2011年6月以降のことは記憶はない。その後、熱海市担当と会うこともあったが、この件のことは聞いていないと思う。フォローアップしていない。(主幹)</p> <p>・担当だったら命令を出していたかどうかは難しい。A氏と会ったことがないので分からない。やるべきだったが、躊躇する。当時、特定の団体関係から電話が掛かってくることがあり、政治がらみになるとプレッシャーがかかる。(主幹)</p> <p>・2011年3月の会議で行政代執行に触れていたが、それは「行政代執行を視野に入れて対応を検討するように」ということ。(主幹)</p> <p>・市が措置命令をやめたことに気がつかなかったか理由は、2年前からの話で、これまでに相当の時間が掛かっており、結論がでるまで時間が掛かると思っていたから。(主幹)</p> <p>・熱海市職員は大変だったと思う。担当のY氏は一番知っている人で、一生懸命やっていた。(主幹)</p> <p>・土採取法関係の業務量は、県庁案件になるものは年で数件、事務量はそれ程多くない。(主幹)</p> <p>・後任に引継ぎしたかは覚えていない。A社は他にもあり、問題としては残っていたと思う。(主幹)</p>
2011. 8. 30	<p>県東部健康福祉センターが現地調査。</p> <p>一部に崩落あり。盛土の平面部分の排水の悪さが確認できる。</p>	A194	<p>廃棄物 東部健康福祉センター一専</p>

			門主査	
2011. 10. 4	<p>県東部健康福祉センターが現地調査。 D社O氏が斜面崩落部分の修復作業を行っていた。残土処理場の周囲に大きな崩落があり、処理場内に土砂が流入していた。</p> <p>(県の注)2011. 9. 18-2011. 10. 4までの熱海観測所の期間雨量は合計で3mmとカラカラの状態であったにもかかわらず、斜面に大きな崩落があった。</p>	A196	<p>廃棄物</p> <p>東部健康福祉センター専門主査</p>	<p>廃棄物</p> <p>・2011年10月の現地調査時の斜面崩落については覚えていない。(専門主査)</p>
2011. 12. 14	<p>県東部健康福祉センターが、C者の経営するグループ会社K社の担当者から聴取。 K社の担当者：A社に盛土の整形作業を依頼しようとしたが当てにならない。届出の責任はA社にあるが、当てにならない者に任せても進まない。そのため、自分の力でやろうと考えた。少しでも話ができるD社O氏に相談したが、理解に苦しむ回答や、不当な金額の吊り上げをしてきたことから手を引いた。 現場はグラウンドやテニスコートなどの施設を計画しており、その後、熱海市の公用地として利用をしてもらえればと思っている。あの現場についてはA社に責任を負った状態で仕事を継続して進めていきたい。そのためにも、県、市から方針を示してもらえれば、その内容で進めていきたい。</p>	A200	<p>廃棄物</p> <p>東部健康福祉センター専門主査</p>	
2012. 4	土木事務所における前任者との引き継ぎなど	—	<p>土木</p> <p>所長、技監</p>	<p>土木</p> <p>・全く覚えがないし、事務所内でも話題になったことがないと記憶している。(所長)</p> <p>・所長として何らかの判断をしたこともない。(所長)</p> <p>・全く覚えがない。引き継ぎも受けたか引継書を確認しようと思ったが廃棄していた。(技監)</p> <p>・2012年度の以降の記録がない。HPで公開された資料を見ると、業者は開発行為にならないようにしており、関わりがなくなったからではないか。(技監)</p>
2012. 4. 5	<p>県東部農林事務所が現地調査。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・種子吹付けにより緑化が進捗しつつある状況を確認。 ・盛土法面に浸食が発達しつつあり、経過観測を要する。 	A202	<p>森林</p> <p>農林一班長、主査(調査・起案)、技監(決裁)</p>	<p>森林</p> <p>・2011年3月17日の会議で市の対応となったと認識している。その後の情報は把握していない。(班長)</p> <p>・事務所の対応は、M社と併せて重要案件になっていたと思うが、こちらのウエイトは低かった。(班長)</p> <p>・土砂撤去の検討として土砂の搬入は止めた。崩壊も徐々に収まっていた。市が努力していたのは覚えている(主査)</p> <p>・2012年度以降は他の案件と一緒にいていた。市と情報交換はしていた。(主査)</p> <p>・熱海市の措置命令の情報については覚えていないが、電話があったかもしれない。(主査)</p> <p>・搬入が止まったので、市に引き継いだという印象。(主査)</p> <p>・所有者が変わって、事業者の動きが止まったこともあり、以降、市から情報もらった記憶はない。(主査)</p> <p>・2011年に台風災害と原発関連事故があり、そちらを注視していた。(技監)</p>
2012. 5. 23	<p>D社O氏から県東部健康福祉センター宛てに話がある旨の申し出を受け、県廃棄物リサイクル課、市と市役所で聞き取り調査を実施。</p> <p>D社O氏：自分はD社の役員であり、A社の取締役にもなっている。2012年8月にD社が他者と合併し、自分は8月末を目途に引退を考えている。その後にD社に非が及ばないよう、身をきれいにしてから引退したいと考えている。</p>	<p>A205</p> <p>A206</p>	<p>廃棄物</p> <p>東部健康福祉センター班長、専門主査</p>	

2012. 10. 19	県東部健康福祉センターが、C者から今後の土地の修復計画を聴取。 C者：赤井谷の土砂流出防止工事、市水道施設上部土砂流出防止工事、宅地造成工事、グラウンド造成工事を順次行いたい。修繕計画は関連会社に作らせ、11月末に関連機関に示す予定。	A210	廃棄物 東部健康福祉センター—専門主査	
2013. 1. 11	県東部健康福祉センターが、D社O氏から聴取。 D社O氏：L社には、名義変更後に赤井谷で作業を行ったが、支払いを断られた労務費が200万円以上あるので、今後L社を追及しようと思っている。	A212	廃棄物 東部健康福祉センター—班長	
2014. 8. 1	県東部健康福祉センターに、D社O氏が情報提供として来所。 D社O氏：伊豆山の現場は、これまで3,000㎡が2回土砂すべりを起こしている。自分は現場の防災工事のために3回伊豆山の現場に入っているが、K社からの支払いがないので、3回目の仕事は途中で引き上げてしまった。あの現場は下にホテルがあるので、また崩れたら大変なことになる。この関係で、2014.7.30 県庁の砂防課へも電話した。	A215	土木 砂防課—班長代理、技師 廃棄物 東部健康福祉センター—班長、専門主査	土木 ・記憶にない。(班長代理) ・7月30日は出張していて不在だった。翌日に相談があった記憶はない。(班長代理) ・本案件が当時、課内で話題になっていた記憶はない。(班長代理) ・電話を受けた記憶だけは若干だが、残っている。(技師) ・また、今回のヒアリングを受けて、砂防課で当時の資料を探したが、関係文書は見つからなかった。(技師) 廃棄物 ・土砂は砂防課に伝えたと先方から聞いたので、砂防課で対応するものと考えたと思う。また、上司(班長)の指導で、「ゴミは廃棄物、土は土」という事務分掌内で対応することを言われていたので、砂防課が対応すべきというスタンスであった。(専門主査) ・また、「O氏が砂防課に電話した」という事実を確認したことはない。(専門主査) ・O氏からの言葉を聞いても、決して善意の者ではなく、自分の利益のために動く者であり、今さら、何を言ってきたのかという認識だった。(専門主査)
2015. 4. 16	報道機関の記者が東部健康福祉センターに来訪。 記者：情報提供者が刺し違えてもよいと決心して県に訴えかけたにもかかわらず県が動かなかつた理由を知りたい。 A社代表取締役他の行為者・関係者を野放しにするのは行政の怠慢。現場を見た限り土砂崩落の危険は否定できない。もしも災害が発生した場合、それは自然災害ではなく人災である。 センター：不法投棄事案においては関係者が複数いる場合、互いにあれこれ異なる主張をし、真の行為者が特定できないことがあったりする。本件についても、結果的に未だ解決に至っていない。	A219	廃棄物 東部健康福祉センター—班長、専門主査	廃棄物 ・記者の来訪については『情報屋』が来たという程度の認識であった、記事にはなっていないのではないかと思う。熱海の担当が不在だったので、自分が話を聞いた。もどかしいという思いはあった(自分が担当であったら対応していた)。(班長) ・スタッフのうち、自分は事務で、薬剤師が4名、警察OBが2名で、自分は富士・富士宮を担当していた。(班長) ・警察OBと対応していたが、警察側で調整等が行われるものと推測していた。同僚の警察職員がなぜ、動かないのかと思ったこともあった。(班長) ・報道機関からの情報提供については、普通のマスコミの人間ではないという印象を持った。廃棄物の指導に特化して考えるべきだと整理した。(専門主査) ・これらの情報は、記録にはないが、熱海市と共有した記憶がある。(専門主査)
2016. 2. 15	県東部健康福祉センターへ、D社O氏から電話あり。 O氏：自分はA社の社長について最近報道機関から取材を受けた。行政への助言として連絡する。日金と伊豆山については、いつか崩落するおそれはある。過去に自分が崩落を食い止める工事を行ったことがあるが、崩落までは時間の問題。現場が崩落すれば「指導を行った」、「現場確認を行った」だけでは済まない。	A231	廃棄物 東部健康福祉センター—班長、専門主査	

(2) 県職員聴取結果における危険の予見、業者の態度、上司等への報告についての整理表

令和4年5月17日

① 森林計画課、東部農林事務所

静岡県

	①当初	②盛土造成時期	③所有者変更以降
危険の予見	<ul style="list-style-type: none"> 現場は見たことがあるが、危険性などを感じたことはなかったと思う。今回、崩落があり、とても驚いた。(東部農林係長) 	<ul style="list-style-type: none"> 現場には何度か行った。下までは行っていない。(東部農林主任) 現場は緑化されていなかった。業者が業者なので、荒れていた。雨が降ればにぎり水や小崩壊はあるかと思った。(東部農林主任) 崩落後の映像を見てあそこまで深いという印象はなかった。盛土だけでなく、自然にたまっていた土砂も混ざっていると思った。(東部農林主任) まだ土は盛られていなかった。上部の宅地開発と上多賀を気にしていた。(東部農林課長) 現場が危険であるということは聞いていなかった。(森林計画室長) 現場には2、3回行っている。下までは行っていない。下流域は急なので、土石がでたら危ないとは聞いていた。(東部農林技監) 	<ul style="list-style-type: none"> 現地には定期的に行っていたが、大災害が起こるとは思っていなかった。(東部農林班長) 当時、崩壊するとは思わなかった。(東部農林主査) 2012年度、伊豆山地区の危険性については認識がなかった。(東部農林技監)
業者の態度	—	<ul style="list-style-type: none"> 相手側はA氏部下のZ氏(年配のNo.2の地位?)が対応をしたが、高圧的な人物ではなかった。(東部農林係長) リーマンショックで融資元が倒産し、資金繰りが苦しくなり、残土ビジネスを展開するようになったと聞いたことがある。(東部農林係長) 事務所全体として、A社を信用してはいけないという雰囲気があった。(東部農林係長) 2008年8月にA氏に会ったとき、あまりに高圧的な態度を取ることに驚いた。終始、怒鳴っていた。(東部農林係長) Z氏がA氏をうまくコントロールしていた印象が残っている。(東部農林係長) A氏については特定の団体を騙る、恫喝する人物。従業員も同様。怖いとは思わなかった。(東部農林課長) A氏から脅しを受けたような職員は自分を含めていなかったと思う。(森林計画室長) A社とはあったことはないが、県外の業者で、罰則が重くないため、指導に従う意思はなかった。(東部農林技監) 	<ul style="list-style-type: none"> A社は、融資元の商工ファンドがつぶれて、資金繰りが厳しくなっていた。(東部農林主査)
上司等への報告	<ul style="list-style-type: none"> 復旧計画書の文書指導は東部農林事務所長に報告、本庁は建設部長に報告を行った。(東部農林技監) 緊急性や危険度もなかったことから、上司に報告するなども行わなかったのだと思う。(東部農林係長) 上司に報告したかどうか覚えていない。(森林計画室長) 	<ul style="list-style-type: none"> 危険である報告がなかったこともあり、本庁部長、局長に報告も行っていない。(森林計画室長) 本庁部長、局長に伝える案件ではなかった認識である。仮に重大な案件ということであれば、当然、現場を確認し、部長等に報告していたはずである。(森林計画課長) 重要案件とせず、粛々と進めていた。(東部農林課長) 	<ul style="list-style-type: none"> 事務所の対応は、全県的にもよくある話で、東部農林事務所の課内で共有して市と協力して対応していた。上司には記録を回していたが、どういう認識だったのかは知らない。自分が文書を整理して保存した。(東部農林主査)

② 廃棄物リサイクル課、東部健康福祉センター

	①当初	②盛土造成時期	③所有者変更以降
危険の予見	—	<ul style="list-style-type: none"> ・盛土について、当時、地面はグズグズしていたので、流れるのではないかと思っていた。その後、大雨で崩れていた。段々にしており、種子吹付けをしていたので、それなりの対策はしていると認識していた。(東部健福班長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2013年7月に現場に行ったが、木が伐採され、開けているとは思っていたが、盛土の認識はなかった。(廃棄物リサイクル課班長) ・現場における自分達の業務はガラ撤去。盛土の方は、他部署がそれなりに対応していると思っていた。段々になっていた記憶はあるが、崩れるとは思っていなかった。(東部健福班長)
業者の態度	—	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの“脅し”等はそれ程でもなかったが、A社④氏からはプレッシャーはあった。(東部健福班長) ・全体的に業者は、お互いが「自分は責任者ではない」と主張し、当方も現場責任者を的確に把握できなかった。(東部健福班長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・C者は、④氏・O氏に比べれば、信用できる感覚があった。④氏・O氏は首謀者が分からないようごまかしていた。(東部健福専門主査) ・O氏にはやる気がないということで、C者から対応するとの書面が出てきたが、今までやっていない。このときはやる気があったと記憶、また、大会社の代表なので、責任ある仕事をしようと思っていた。(東部健福専門主査) ・O氏は善意の第三者でないことは分っていたので注意を払って対応した。(東部健福専門主査)
上司等への報告	—	<ul style="list-style-type: none"> ・環境部長、技監兼廃棄物課長、本庁廃棄物リサイクル課には逐一報告していた。廃棄物は健康福祉部ではなく、環境部の所管だったこともあり、センター長までは報告はしていない。(東部健福班長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・100 m³以上(廃棄物)が県庁報告案件であり、当時、全体で40件程度あったと思うが、対策会議を開催していたので、本庁廃棄物リサイクル課長までは知っていた。(廃棄物リサイクル課班長) ・O氏や記者の情報提供について、対応を判断するのは、衛生部長、技監兼廃棄物課長。センター長、次長ではない。(東部健福班長)

③ 土地対策課、熱海土木事務所

	①当初	②盛土造成時期	③所有者変更以降
危険の予見	<ul style="list-style-type: none"> 現場は下流から歩いたが、崩落の可能性は事務職であることもあり、感じなかった。(熱海土木用地管理課長) 	<ul style="list-style-type: none"> 2009年10月9日に現場に行った。写真に写っているのは自分である。(熱海土木技監) 災害のニュースを見て思い出したぐらいなので、崩壊の予見はなかった。(熱海土木所長) 現場を見たことは覚えている。重機や作業員は見たが、どういう状態だったか覚えていない。(熱海土木所長) 事務職なので詳細は不明であるが、崩落の予見はできなかったと思う。(熱海土木用地管理課主任) 盛土全体の崩落を想像することはなかった。(土地対策課長) にごり水の発生は覚えているが、まさかこれほどの大崩落が起こるとは考えもしなかった。現場に行ったことはない。(土地対策課班長) 現場は2009年11月に行った。上から見た感じで1haは超えているように思えたが、一気に崩れる崩れるようなことはない、きれいではないが、すごく危ないという認識はなかった。(土地対策課主査) 市からの報告を受けて「危険」と思ったが、土木事務所全体として動くことはなかった(熱海土木用地管理課長) 	<ul style="list-style-type: none"> 当時、大きな台風があったが当該地区は流されなかったので、安全性を危惧したことはなかった。(熱海土木所長) 適切な排水処理を行えば解消できると考えており、大規模崩落が発生するという認識はなかった。(熱海土木技監) 現場を見たことがなく、災害を報道で知り、驚いているが、この崩落事故を当時、予見することは難しかったと思う。(熱海土木用地管理課主任) 当時、崩落が起きるのとの認識はなかった。(砂防課班長代理) 現場を見に行ったことはない。(熱海土木所長) 現場にも行ってない。対応した記憶はない。(熱海土木技監)
業者の態度	<ul style="list-style-type: none"> 脅しはあった。㊤氏からはまず特定の団体の名刺を渡された。大きな声を出したり、脅したり、すかしたりする。特定の団体の名刺は威嚇の材料として意識的に使っている。職員に与える影響は大きいのではないか。(熱海土木都市計画課主幹) 	<ul style="list-style-type: none"> ㊤氏と会ったことはある。あまり付き合いたくない感じであった。(熱海土木都市計画課長) A社のような業者は見たことがない。熱海市はY氏に対応していたがよくやっていた。一度だけ、A社の関係者と会ったことがあるが、名刺に特定の団体と書かれたものをちらつかせていた。脅されたことはない。(土地対策課班長) 元々、残土処理が目的、宅地開発は時間稼ぎとの認識(都市計画課主幹) 	<ul style="list-style-type: none"> 相手側(㊤氏)が特定の団体の名刺をちらつかせていたこともあり、慎重に対応していた。(熱海土木用地管理課主任) A社やO氏については、のらりくらりとした人物であり、会議を欠席するなど、まったく相手にならなかった。(熱海土木用地管理課主任) D社という会社とは面識はなかった。(砂防課技師) 措置命令を出さなかった件は㊤氏から、市の水道施設の借地などに弱みを握られていた市職員が脅されていたと聞いたことがある。(土地対策課主幹)
上司等への報告	—	<ul style="list-style-type: none"> 歴代の所長には経緯は説明している。熱海土木事務所管内全体の視察の一部として2009年には本庁港湾局長、道路局長、2010年には本庁河川局長、2011年には本庁部長を現場に案内した。(熱海土木技監) 事務所として大きな問題ではなく、本庁の部長に報告したことはない。(熱海土木所長) 本庁部長、局長に報告した記憶はない。開発案件が他にもあったが、当時はそのほとんどを課長までとしていた。重要案件という認識であれば部長報告していたが、この案件はさほど重要でないと考えたと思う。事務方が助言を行っただけという認識だったと思う。(土地対策課長) 情報共有については課長まで。本庁局長に報告した記憶はない。知事や本庁部長までという雰囲気ではない。(土地対策課主査) 土木事務所長以下の幹部がどれだけ関わっていたが不明だが、大きな問題と認識していなかった。(熱海土木用地管理課長) 	<ul style="list-style-type: none"> 土木事務所としては、本件は事務所の中では重要案件ではなかった。(熱海土木所長) 所長へは報告はしていたはず。ただ、温泉管の対応に集中していた。(熱海土木技監) 熱海市に助言をした覚えはあるが、本庁部長に報告する必要がある案件とは考えていなかった。(熱海土木所長) 熱海市からの相談について、直接の権限がないことから、本庁部局長に報告することは行わなかった。(土地対策課班長) 当時、本庁土地対策課長は知っていたと思うが、個別的な指示はなかったと思う。(土地対策課主幹) 電話を受けた後、上司への報告などはしなかったと思う。重要度があれば、報告したはずである。(砂防課技師)

業務引継の有無等に関する調査結果について

令和4年5月17日

静岡県

逢初川土石流災害に関して、当時の県職員に対して、

- (1) 懸案事項としての引継の有無
- (2) 本件現場の確認の有無
- (3) 本件現場についての危険性の認識

について調査した結果は以下のとおりである。

1 対象職員

平成20(2008)年度から平成28(2016)年度に在籍(廃棄物関係については、平成21(2009)年度から)した以下の職員(故人及び連絡がつかない者を除く。)

- (1) 副知事
- (2) 土木関係
 - ・本庁
交通基盤部長(建設部長)、都市局長、河川砂防局長、土地対策課長、河川企画課長、砂防課長、河川砂防管理課長、同各課主幹、班長等
 - ・熱海土木事務所
所長、技監、工事課長、都市計画課長、用地管理課長、同各課主幹、班長等
- (3) 森林関係
 - ・本庁
経済産業部理事(交通基盤部理事)、森林局長、河川砂防局長、森林計画課長・森林保全課長、森林計画課技監、同各課主幹、班長等
 - ・東部農林事務所
農山村整備部技監、治山課長、同課班長等
- (4) 廃棄物関係
 - ・本庁
くらし・環境部長(県民部長)、環境局長・次長、廃棄物リサイクル課長、同課主幹、班長等
 - ・東部健康福祉センター
所長、環境部長、技監・廃棄物課長、同課主幹、班長等

2 調査結果の個票

添付資料のとおり。

3 調査結果の総括

- (1) 副知事
 - ・懸案事項として引継がされたとの記憶はなく、本件現場確認も行われていない。

(2) 土木関係

<本庁>

- ・課長級以上において、懸案事項として引継がされたとの記憶はなく、本件現場確認も行われていない。
- ・土地対策課職員においては、一部職員において引継書に記載があった、又はあったような記憶があるとする者がいるが、24（2012）年度以降に懸案事項として引継があったとする者はいない。また、同課職員には21（2009）年度に現場を確認した者がいるが、それ以降現場確認したとする者はいない。

<熱海土木事務所>

- ・所長、技監、工事課長、都市計画課職員において、懸案事項として引継をした又は受けたと記憶する職員がいるが、24（2012）年度以降に懸案事項として引継があったとする者はいない。
- ・一部職員は、23（2011）年度までは現場確認をしており、一部崩壊のおそれがあるとの認識をもっていたが、24（2012）年度以降は現場確認をしたとする者はいない。

(3) 森林関係

<本庁>

- ・課長級以上職員を含めて、懸案事項として引継がされたとの記憶のある者はなく、課長級以上職員による本件現場確認も行われていない。
- ・森林計画課職員には、22（2010）年度まで現場を確認した者がおり、一部崩壊のおそれがあるとの認識をもっていたが、24（2012）年度以降は現場確認をしたとする者はいない。

<東部農林事務所>

- ・技監、治山課長、同課職員において、一般的な引継はあったものの、懸案事項として引継をした又は受けたと記憶する職員はいない。
- ・技監、治山課長は21（2009）年度までは現場確認をしており、また同課職員は25（2013）年度までは現場確認をしているが、現場は安定しているように見えたため、危険性の認識はなかったとしている。なお、28（2016）年度にも治山課長ほか他案件の際に現場を見ている。

(4) 廃棄物関係

<本庁>

- ・課長級以上職員を含めて、他案件等を含む一般的な引継はあったものの、懸案事項として引継をした又は受けたと記憶する職員はいない。
- ・現場確認をした廃棄物リサイクル課長はいるが、危険性の認識はなかったとしている。また、同課職員は、他の不法投棄事案の調査と併せて継続的に現場確認を行っている。

<東部健康福祉センター>

- ・所長で懸案事項として引継をした又は受けたと記憶する者はおらず、環境部長以下の職員においては、一般的な引継は行われていた。
- ・環境部長以下の職員においては、継続的に現場確認をしているが、危険性の認識はなかったとしている。

<副知事>

年 度		H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
副知事		X 1	X 1	X 2	X 2	X 3	X 3	X 3	X 3	X 4
①懸案事項としての引継		×	×	×	×	-	-	-	×	×
②現場確認		×	×	×	×	-	-	-	×	×
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	-	-	-	×	×
	小規模	×	×	×	×	-	-	-	×	×
備 考										
副知事		X 5	X 5	X 6	X 6	A 2 *	A 2	X 7	X 7	X 7
①懸案事項としての引継				×	×	×	×	×	×	×
②現場確認				×	×	×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模			×	×	×	×	×	×	×
	小規模			×	×	×	×	×	×	×
備 考		故人	故人							
副知事								X 8	X 8	X 9
①懸案事項としての引継								×	×	×
②現場確認								×	×	×
③危険性の認識	大規模							×	×	×
	小規模							×	×	×
備 考										

* A 2 : H22 (2010)、H23 (2011)は交通基盤部長

<土木・本庁>

年 度		H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
建設部長、交通基盤部長		A 1	A 1	A 2	A 2	A 3	A 3	A 4	A 4	A 5
①懸案事項としての引継			× ×		× ×		× ×		× ×	
②現場確認		×	×	×	×	×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	×	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考										
都市局長		A 6	A 7	A 8	A 8	A 4	A 9	B 1	B 2	B 2
①懸案事項としての引継		× ×	× ×		× ×	× ×	× ×	× ×	× ×	—
②現場確認		×	×	×	×	×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	×	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考										
土地対策課長(室長)		B 3	B 4	B 4	B 5	B 5	B 6	B 6	B 6	B 7
①懸案事項としての引継		× ×		× ×		× ×		—		× ×
②現場確認		×	×	×	×	×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	×	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考										
土地対策ｽﾀｯﾌ主幹・土地対策		B 8	B 8	B 8	B 8	B 8	B 9	C 1	C 1	C 1
①懸案事項としての引継		—	—	—	—	× ×	× ×		—	—
②現場確認		×	×	×	×	×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	×	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考										
土地対策班(ｽﾀｯﾌ)主幹		C 2	C 3	C 3	C 3	B 9	C 4	C 4	C 4	C 5
①懸案事項としての引継		× ×		—	× ○	× ×		—		× ×
②現場確認		×	○	×	×	×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	×	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考			※1		※2-1	※2-2				
土地対策班(ｽﾀｯﾌ)		C 6	C 7	C 7	C 7	C 8	C 8	C 8	C 8	C 9
①懸案事項としての引継		○ ○		—	× ×		—	—		× ×
②現場確認		×	○	×	×	×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	×	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考			※3							

※1

21年度…平成21年11月に熱海市役所職員と一緒に、上部側の道路近くの場所から現地をみている。

※2-1

※2-2

①データ・文書の保存がなく、10年前であり記憶が定かでないが、伊豆山については、土採取規制条例に関する懸案箇所として、引継書に記載があったように思う。

※3

①文書にて（土採取等規制条例に関する熱海市指導中案件として）
②現場に立ち入って確認したが、立入り範囲は盛土上部に限り、土砂運搬車両の搬入ルートや、下流方向目視による盛土の全体範囲を確認したもの
市職員の案内により、他の箇所（都市計画法に基づく開発行為案件）とあわ

<土木：本庁2 >

年 度	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
河川砂防局長	D 1	D 2	A 3	D 3	D 4	D 5	D 5	D 6	D 7
①懸案事項としての引継	×	×	×	×	×	×	×	×	×
②現場確認	×	×	×		×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模	×	×		×	×	×	×	×
	小規模	×	×	×	×	×	×	×	○
備 考				故人	(H23. 8～)		(～H26. 6)	(H26. 7～)	※ 4
河川企画課長	D 8	D 8	D 3	D 5	D 5	D 6	D 7	D 7	D 9
①懸案事項としての引継				×	×	×	×	×	×
②現場確認				×	×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模			×	×	×	×	×	×
	小規模			×	×	×	×	×	×
備 考	連絡先不明	連絡先不明	故人						
利水班（係）長	E 1	D 7	D 7	E 2	E 2	E 2	E 2	E 3	E 4
①懸案事項としての引継	×	×	×	×	—	—	×	×	×
②現場確認	×	×	×	×	×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考									
砂防課長	E 5	E 5	E 5	E 6	E 6	E 7	E 7	E 7	E 8
①懸案事項としての引継	×	—	×	×	×	—	—	×	×
②現場確認	×	×	×	×	×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考									
スタッフ主幹	E 7	E 7	E 7	E 8	E 8	E 9	E 9	F 1	F 1
①懸案事項としての引継	—	—	×	×	×	×	×	×	—
②現場確認	×	×	×	×	×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考									
河川砂防管理課長	F 2	F 2	F 3	F 3	F 4	F 4	F 4	F 5	F 5
①懸案事項としての引継	—	×						×	—
②現場確認	×	×						×	×
③危険性の認識	大規模	×						×	×
	小規模	×	×					×	×
備 考			電話をしたがつながらず		電話をしたがつながらず				
河川砂防管理係（班）長	F 6	F 6	F 7	F 7	F 7	F 7	F 8	F 8	F 9
①懸案事項としての引継	—	×	×	—	—	×	×	×	×
②現場確認	×	×	×	×	×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考									

※ 4

③小崩落程度の危険性は認識していた。
 （立入調査できないか考えたが、土砂法の区域指定では人口斜面が対象外となっていることや民地への立ち入り根拠などを考えて躊躇した。）

（参考）

①前任からの引継もなく、後任への引継もしていないが、別件で盛土の存在は聞いていた。
 （酒匂川流砂系の総合土砂管理計画の会議に出張した際に神奈川県の方から聞いた。また、平成28年度に森林局長から聞いた。）
 （前任地の伊東支所時代に事務所から回ってきた起案文書を見ていた案件だったことも思い当たっていた。）

②自分自身は確認していない。ただ、砂防課に指示して現地確認させた。⇒ 《H29指示を受けたとされる砂防課長代理「現地確認指示を受けた記憶がない」》
 （局長時代に土砂災害防止法の区域指定の決裁文書をチェックしているときに逢初川のイエローゾーンに目が止まり、タブレットのマップの航空写真を見て盛土の存在を確認し、隣接道路から雨水が流入しないように排水施設が整備されているのか気に

<熱海土木事務所>

年 度		H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
所長		G 1	G 2	G 3	G 4	G 5	G 5	G 6	G 6	G 7
①懸案事項としての引継			× ×	○ ○	× ×	×	×	×	×	×
②現場確認			○	×	○	×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模		×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模		×	×	○	×	×	×	×	×
備 考		故人	①引継ぎの記憶はない ②他の要件と併せて訪問し、遠方から確認	①所長引継ぎにおいて文書で前任から引継ぎ、文書で後任へ引継いだ	①引継ぎの記憶はない ②他の要件と併せて訪問し、遠方から確認	①引継ぎの記憶はない				
技監		G 8	G 9	H 1	H 1	H 2	H 2	H 2	H 3	H 4
①懸案事項としての引継		×	×	×	○	×	—	×	×	×
②現場確認		×	×	○	○	×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	×	×	○	○	×	×	×	×	×
備 考			②、③については記憶がない	②遠方から確認	①後任へは文書で引継いだ ②遠方から確認	①記憶がない				
工事課長		H 5	H 1	H 6	H 6	H 7	H 7	H 8	H 8	H 8
①懸案事項としての引継		×	×	○	×	×	×	—	—	—
②現場確認		×	○	×	×	—	—	×	×	×
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	—	—	×	×	×
	小規模	×	○	×	×	—	—	×	×	×
備 考			①記憶にないが引継いだと思う	①引継ぎは受けていない	①引継ぎは受けていない	所在不明のため確認できず	所在不明のため確認できず	①引継ぎは受けていない		
都市計画課長		H 9	I 1	I 1	I 2	I 2	I 3	I 3	I 4	I 4
①懸案事項としての引継		×	×	×	×	×			×	—
②現場確認		×	○	×	×	×			×	×
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	×			×	×
	小規模	×	○	×	×	×				
備 考			※5				電話をしたが繋がらず	電話をしたが繋がらず		
都市計画課主幹		I 5	I 5	I 6						
①懸案事項としての引継		—	○ ○							
②現場確認		○	○	○						
③危険性の認識	大規模	×	×	×						
	小規模	×	×	×						
備 考		②市から相談を受け遠方から確認	①引継ぎは担当メモで行った ②遠方から確認	①引継ぎは担当メモで受けた ②他の要件と併せて訪問						

※5

①盛土が所管法令に関わらないため引き継いでいない。

<熱海土木事務所>

年 度		H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
用地管理課長		17	17	18	18	18	19	19	19	19
①懸案事項としての引継		—	×				×	—	—	—
②現場確認		×	×				×	×	×	×
③危険性の認識	大規模	×	×				×	×	×	×
	小規模	×	×				×	×	×	×
備 考				電話をしたがつながらず	電話をしたがつながらず	電話をしたがつながらず				
管理班長(係長/班長代理)		J 1	J 1	J 1	J 1	J 2	J 2	J 2	J 2	J 2
①懸案事項としての引継		—	—	—	×	×	—	—	—	—
②現場確認		×	×	×	×	×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	×	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考										
管理班(係)		J 3	J 3	J 4	J 4	J 4	J 5	J 5	J 5	J 6
①懸案事項としての引継		—	×	×	—	×	×	—	×	×
②現場確認		×	×	×	×	×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	×	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考										
管理班(係)		J 7	J 8	J 8	J 9	J 9	K 1	K 1	K 2	K 2
①懸案事項としての引継		×	×	×	×	×	×	×		
②現場確認		×	×	×	×	×	×	×		
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	×	×	×		
	小規模	×	×	×	×	×	×	×		
備 考									電話をしたがつながらず	電話をしたがつながらず

<森林・本庁>

年 度		H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)			
交通基盤部・経済産業部理事 (森林・林業担当)		A 1	A 1	A 2	K 3	K 4	K 4	K 5	K 6	K 7			
①懸案事項としての引継		/	/	/	x ⇒	x	x ⇒	x ⇒	x ⇒	x			
②現場確認	x				x	x	x	x	x	x	x	x	
③危険性の認識	大規模				-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小規模				-	-	-	-	-	-	-	-	-
備 考							伊豆山の報告は無かった。 引継ぎした記憶も無い。	伊豆山の報告は無かった。 引継ぎした記憶も無い。	伊豆山の報告は無かった。 引継ぎした記憶も無い。	伊豆山の報告は無かった。 引継ぎした記憶も無い。	伊豆山の報告は無かった。 引継ぎした記憶も無い。	伊豆山の報告は無かった。 引継ぎした記憶も無い。	伊豆山の報告は無かった。 引継ぎした記憶も無い。
森林局長		K 8	K 3	K 3	K 5	K 5	K 5	K 6	K 7	K 9			
①懸案事項としての引継		x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒			
②現場確認		x	x	x	x	x	x	x	x	x			
③危険性の認識	大規模	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	小規模	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
備 考		伊豆山の報告は無かった。	伊豆山の報告は無かった。 引継ぎを受けた記憶も無い。	伊豆山の報告は無かった。 引継ぎした記憶も無い。	全然覚えがない。 伊豆山の報告は無かったと思う。	全然覚えがない。 伊豆山の報告は無かったと思う。	全然覚えがない。 伊豆山の報告は無かったと思う。	伊豆山の報告は無かった。	伊豆山は記憶にない。 報告も無かった。	引継ぎは無かった。 熱海市の下多賀の盛土の報告はあつたが、伊豆山の報告は無かった。			
森林計画課長(室長)・森林保全課長		K 4	K 4	K 5	K 6	K 6	L 1	K 9	K 9	L 2			
①懸案事項としての引継		x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒			
②現場確認		x	x	x	x	x	x	x	x	x			
③危険性の認識	大規模	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	小規模	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
備 考		林地開発案件ではなかった。熱海市の案件だと認識していた。 将来的には、林地開発の可能性はあると思った。	伊豆山の報告は無かった。 引継ぎを受けた記憶も無い。	伊豆山の報告は無かった。 引継ぎを受けたか記憶にない。 報告についても記憶がない。	伊豆山の報告は無かったと思う。	伊豆山の報告は無かったと思う。	一般的な引継ぎにも無かったと思う。 記憶にない。引き継いだ記憶もない。	引継ぎは無かった。 報告も無かった。	報告が無かったので、引継ぎもしてない。	報告は無かった。 熱海市の下多賀の盛土の報告はあつたが、伊豆山の報告は無かった。			
森林計画課技監		L 1	L 3	L 3	L 4	L 5							
①懸案事項としての引継		x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒							
②現場確認		x	x	x	x	x							
③危険性の認識	大規模	-	-	-	-	-							
	小規模	-	-	-	-	-							
備 考		伊豆山の報告は無かった。 一般的な引継ぎもなかった。引き継いだ記憶もない。	伊豆山の報告は無かった。 一般的な引継ぎを受けた記憶も無い。	伊豆山の報告は無かった。 引継ぎした記憶も無い。	伊豆山の報告は無かった。 一般的な引継ぎもなかった。引き継いだ記憶もない。	伊豆山の報告は無かった。 一般的な引継ぎもなかった。引き継いだ記憶もない。							
林地保全(ｽｸｯ)主幹・林地保全班長 ・森林保全班長		L 6	L 6	L 7	L 7	L 8	L 9	L 9	M 1	M 1			
①懸案事項としての引継		x ⇒	x ⇒	- ⇒	- ⇒	- ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒			
②現場確認		x	x	x	x	x	x	x	x	x			
③危険性の認識	大規模	x	x	x	x	-	-	-	-	-			
	小規模	x	x	x	x	-	-	-	-	-			
備 考		①あまり記憶は無いが、懸案事項にはなっていない気がする。前任地が東部農林だったので、状況は承知していた。 是正措置の復旧が完了したと報告を受けたので、現場にいったことがない。表土が流出する程度の認識はあつた。	林地開発としては、一件落着との認識でいた。(小規模としては動いていない。)	①記憶が定かでない。 一般的な引継ぎの中で、一覧の中にあつたと記憶している。 農林事務所からの報告はあつた。ひと段落して、重要案件ではなかった。	前年度と同じ。	①③記憶にない。	引継ぎは無かった。 報告も無かった。	報告は無かった。	引継ぎは無かった。 報告も無かった。	報告は無かった。 熱海市の下多賀の盛土の報告はあつたが、伊豆山の報告は無かった。			
林地保全班(ｽｸｯ)・森林保全班		M 2	M 2	M 2	M 3	M 3	M 3	M 3	M 4	M 4			
①懸案事項としての引継		x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒	x ⇒			
②現場確認		x	○	○	x	x	x	x	x	x			
③危険性の認識	大規模	x	x	x	-	-	-	-	-	-			
	小規模	x	x	○	-	-	-	-	-	-			
備 考		前任地が熱海土木だったので、承知はしていた。表土が流出する恐れはあると認識。	表土が流出する恐れはあると認識。	一般的な引継ぎをした。 これまでの書類をファイリングして引き継いだ。	一般的な引継ぎはあつた。 現場は、落ち着いていて、動きは無いと引継ぎがあつた。			後任には、一般的な引継ぎをしたと思う。	主に保安林担当だったため、記憶にない。				

<東部農林事務所>

年 度		H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
農山村整備部技監		M 5	M 5	M 6	L 1	M 7	M 7	M 7	M 8	M 9
①懸案事項としての引継		×	×	⇒ ×	⇒ ×	⇒ ×	×	⇒ ×	⇒ ×	⇒ -
②現場確認		○	○	×	×	×	×	×	×	-
③危険性の認識	大規模	×	×	×	-	×	×	×	-	-
	小規模	×	×	×	-	×	×	×	-	-
備 考		作業道開設等に伴う、切土の案件での開発だったと記憶している。1haを超えるか否かの話だった。切土面の緑化の指導が履行されたか確認に行った。	一般的な引継ぎとして引き継いだと思う。	一般的な引継ぎにあったか、記憶にない。小規模林地開発を無許可でやっていることを認識していた。現場には行ったことがない。土砂が搬入されている地域からの苦情を市が受けており、土木事務所や健福センターが対応していた記憶がある。	一般的な引継ぎにも無かったと思う。記憶にない。	一般的な引継ぎにあったかは覚えていない。H19年度に治山課長だったので、案件は承知していた。復旧が完了して、経過観察という状況だった。現場の状況は変わらないとの報告だった。			①～③記憶にない。	①～③記憶にない。
治山課長		N 1	N 1	M 9	M 9	L 7	L 7	L 7	N 2	N 2
①懸案事項としての引継		×	×	⇒ -	⇒ -	⇒ ×	×	⇒ ×	⇒ ×	×
②現場確認		○	○	-	-	○	×	×	×	○
③危険性の認識	大規模	×	×	-	-	×	×	×	×	×
	小規模	×	×	-	-	×	×	×	×	×
備 考		懸案事項としての引継ぎは無かったと思う。	懸案事項として引き継いだ記憶はない。	①～③記憶にない。	①～③記憶にない。	他の現場に行く途中で、寄って見た記憶はある。階段状に施工されていて、危険は感じなかった。		引継ぎはしなかった。	引継ぎはなかった。	源頭部の隣の緊急伐採の現場に行く時に見た。以前、林地開発違反があった場所だとの説明を受けた。
林地保全班長(係長)		N 3	N 4	N 4	N 4	N 4	N 4	N 5	N 5	N 6
①懸案事項としての引継		×	⇒ ×	×	×	×	×			×
②現場確認		○	○	○	○	○	○			○
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	×	×			×
	小規模	×	×	×	×	×	×			×
備 考		一般的な引継ぎはあった。表土が流出するかもしれないと感じていた。是正措置の復旧を完了させることが使命であり、8月に完了した。一般的な引継ぎはしたと思う。	一般的な引継ぎはあった。盛土は、危険な勾配ではないと感じており、危険性は少ないと感じていた。一部、表土が流出する恐れがあると認識していた。			一般的な引継ぎをした。土砂は安定しているように見えた。業者が動いていなかったため、自然復旧していくと思った。		故人	故人	源頭部の隣の緊急伐採の現場に行く時に見た。以前、林地開発違反があった場所だとの説明を受けた。
林地保全班(係)		N 7	N 7	N 7	M 2	M 2	M 2	M 2	N 8	N 8
①懸案事項としての引継		×	×	⇒ ×	⇒ ×	×	×	⇒ ×	⇒ ×	×
②現場確認		○	○	○	○	○	×	×	×	○
③危険性の認識	大規模	×	×	×	×	×	×	×	-	×
	小規模	×	×	×	×	×	×	×	-	×
備 考		まとまった雨が降れば、表土が流出する可能性は感じた。一部崩落の恐れは感じていなかった。		一般的な引継ぎはした。	一般的な引継ぎがあった。土砂の搬入が止まった。土砂流出の恐れは無いとの認識。	土砂流出の恐れは無いとの認識。	土砂流出の恐れは無いとの認識。	一般的な引継ぎをした。再度の違反の可能性があると感じ、書類を引き継いだ。	懸案事項としての引継ぎは無かった。書類の引継ぎはあった。	過去に違反があった場所ということで、現地を見た記憶がある。

<廃棄物・本庁>

年 度		H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
県民部長・くらし環境部長		N 9	O 1	O 2	O 2	O 3	O 3	O 4	O 4	O 5
①懸案事項としての引継		⇒なし			⇒なし		⇒なし		⇒なし	
②現場確認		—	×	×	×	×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模	—	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	—	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考				「報告を受けたことはない」						
環境局長・次長		O 6	O 7	O 8	O 9	O 9	P 1	P 1	P 1	P 2
①懸案事項としての引継		⇒なし			⇒なし	⇒なし		—	⇒なし	
②現場確認		—	×	×	×	×	×	×	×	×
③危険性の認識	大規模	—	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	—	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考										
廃棄物リサイクル課長(室長)		P 3	P 4	P 4	P 5	P 5	P 6	P 6	P 7	P 7
①懸案事項としての引継		⇒引継有り※			⇒引継有り※		⇒引継有り※		—	
②現場確認		—	×	×	H23. 4視察	×	×	H26. 4視察	×	×
③危険性の認識	大規模	—	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	—	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考									「事案は承知していたが、重大な事案との認識はなかった」	
不法投棄対策スタッフ主幹・班長		P 6	P 6	P 8	P 8	P 8	P 9	P 9	Q 1	Q 1
①懸案事項としての引継		—	⇒引継有り※		—	⇒引継有り※		⇒引継有り※		—
②現場確認		—	2009. 5認知	O	×	×	O	×	O	×
③危険性の認識	大規模	—	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	—	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考										
不法投棄対策スタッフ主幹・班長		P 8	P 8	Q 2	Q 2	Q 2	Q 3	Q 1	Q 4	Q 4
①懸案事項としての引継		—	⇒引継有り※		—	⇒引継有り※		⇒引継有り※		—
②現場確認		—	2009. 5認知	O	×	×	O	O	O	×
③危険性の認識	大規模	—	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	—	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考										

※日金町、「C工区」の解体瓦礫の撤去指導に係る引継ぎであって、源頭部の残土処分場に係る引継ぎではない。

<東部健康福祉センター>

年 度		H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
所長		Q 5	Q 6	Q 6	Q 7	Q 8	Q 8	Q 9	Q 9	Q 9
①懸案事項としての引継		—		⇒なし		⇒なし			—	—
②現場確認		—	H21. 12視察	×	H23. 11視察	×	H25. 7視察	×	×	×
③危険性の認識	大規模	—	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	—	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考										
環境部長		R 1	R 1	R 2	R 2	R 2	R 3	R 3	R 3	R 4
①懸案事項としての引継		—	⇒引継有り※		—	⇒引継有り※		—	⇒引継有り※	
②現場確認		—	2009. 2認知	○	○	○	○	×	×	○
③危険性の認識	大規模	—	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	—	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考										
技監・廃棄物課長		R 5	R 6	R 7	R 7	R 8	R 8	R 9	R 9	R 9
①懸案事項としての引継		—	⇒引継有り※		⇒引継有り※		⇒引継有り※		—	—
②現場確認		—	2009. 2認知	○	○	○	○	○	×	×
③危険性の認識	大規模	—	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	—	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考										
主幹・不法投棄対策班長		S 1	S 1	S 1	S 2	S 2	S 2	S 2	S 2	S 3
①懸案事項としての引継		—	—	⇒引継有り※		—	—	—	⇒引継有り※	
②現場確認		—	2009. 2認知	○	○	○	×	×	×	○
③危険性の認識	大規模	—	×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模	—	×	×	×	×	×	×	×	×
備 考										
専門主査			S 4	S 4	S 4	S 4	S 4	S 5	S 5	S 6
①懸案事項としての引継			—	—	—	—	⇒引継有り※		⇒引継有り※	
②現場確認			2009. 2認知	○	○	○	○	○	○	○
③危険性の認識	大規模		×	×	×	×	×	×	×	×
	小規模		×	×	×	×	×	×	×	×
備 考										

※日金町、「C工区」の解体瓦礫の撤去指導に係る引継ぎであって、源頭部の残土処分場に係る引継ぎではない。

用 地 管 理 課

用地取得状況	1
(一)中大見八幡野線緊急地方道道路改築工事並びに 地域自立・活性化交付金（道路）工事の用地取得状況[伊東市池地内]	4
平成8年度（主）熱海大仁線道路事業に伴なう測量調査の際の 境界確認に関する開示請求への対応[熱海市下多賀地内]	5
プレジャーボート対策	9
逢初川上流域における民間事業者の開発計画[熱海市伊豆山]	10
不法係留船「〇〇〇〇号」の行政代執行	11
イルカ生簀について[伊東港内]	12
□□□丸の行政代執行	13

平成 21 年度 事業概要

平成 21 年 3 月

(件名)

逢初川上流域における民間事業者の開発計画 [熱海市伊豆山]

担当課：用地管理課

1. 要 旨

平成 18 年 9 月頃より、 A 社 が、住宅建設を目的として逢初川上流域を開発しようとしている。逢初川は、1 年確率以上の降雨強度がないので、河川管理者として開発に同意するか否かが問題となる。

2. 概 要

平成 20 年 4 月に、土木事務所、熱海市、 A 社 にて現地の立会を行った。土木事務所からは、河川断面の狭い地点と河川台帳に断面の記載されている基準地点について流下能力を検討するように伝えた。流下能力がない場合は、河川改修が必要な旨を伝えた。
 A 社 からは、河川内温泉管等を撤去するように恫喝まがいの要望があった。

3. 課 題

- ① 都市計画法開発行為許可
当該開発は開発面積が 8ha 程度なので、都市計画法第 29 条開発行為許可の対象となる。許可権者は熱海市だが、同法第 32 条により、あらかじめ公共施設の管理者の同意を得なければならない。
- ② 2 級河川逢初川
逢初川は現在、流下能力が 1/1 (降雨強度 1 年確率) ない。県の具体的な河川改修計画はない。
- ③ 河川改修の施工者
河川改修は開発行為に伴い開発者の必要から行うので、河川法第 20 条により開発業者が実施し、同法第 69 条により、開発業者が負担する。
- ④ 都市計画法第 32 条同意申請
現在、開発業者から具体的な河川改修計画が提示されていない。
- ⑤ 河川内不法占用管
占用許可を受けていない温泉管等が約 20 箇所に渡り存在する。 A 社 より撤去して欲しいとの恫喝まがいの要望がある。

4. 対 策

- ① 県管理の 2 級河川逢初川が、当該開発の放流先河川にあたるため、土木事務所が同意権者となる。
- ② 県開発許可等審査基準では、原則として、1 年確率以上の降雨強度の雨量を有効に排出できない河川等には排水施設の接続を認めないこととし、当該放流先河川等を 1 年確率以上に改修した場合のみ接続を認めるとしている。
- ③ 県に河川改修義務が全くないとはいえないが、県は予算の範囲で必要なところから河川改修している。開発業者の必要から行うのであれば、開発業者に改修させる。
- ④ 具体的な河川改修計画が提示された場合は、原則・基準に基づき、内容を審査する。1/1 以上に改修できないなら、開発できない。
- ⑤ 無許可の河川内温泉管等に警告書を張付け注意を促したところ、◇◇◇◇◇◇組合から連絡があり、同組合が一括して調査している。

(熱海土木事務所 所長引継 (2009(H21)⇒2010(H22)) 電子データより抜粋)

事業概要の項目一覧

3月1日

課	項目	
総務課	総務係	交通安全対策の実施
		時間外勤務の縮減対策
		平成21年度定期監査等の状況
	建設係	地震災害対策の概要
		被表彰事業一覧
		入札・契約制度の改善
		工事入札執行状況
用地管理課	公共工事の発注計画及び執行状況	
	入札監視委員会への対応	
	用地取得事業	
	許認可事務の適正化 …占・使用料の誤徴収、島田土木での不祥事を受けての対応等	
	使用料等の滞納対策 …監査指示事項の現状と対策を中心に	
	NPO法人「△△△△△△△△」	
	プレジャーボート対策	
企画検査課	逢初川上流域における民間事業者の開発計画[熱海市伊豆山]	
	不法係留船「〇〇〇〇号」の行政代執行	
	イルカ生簀について[伊東港内]	
	事業費の推移	
	地域活性化プロジェクト	
	道路事業の全体概要	
	河川事業の全体概要	
	砂防関係事業・土砂法の全体概要	
	港湾・漁港の概要 …※事業については位置づけのみ説明する	
	広報・公聴	
維持調査課	他部局所管施策 …※国立公園、天然記念物(大室山)、農林事務所の事業、ジオパーク	
	松川まちづくり …このほか、まちづくり活動で事務所に関わりのありそうなものをまとめる	
	現場の安全管理	
	優良建設工事等表彰	
	道路の維持管理業務について	
	異常気象時の通行規制基準について	
	異常気象時の対応について	
	地震対策備蓄資材について	
	神奈川県小田原土木事務所との調整事項	
	道路の危険箇所の解消について	
	道路パトロールについて	
	アダプトロードについて	
	花街道事業について	
	リバーフレンドシップについて	
公共サイン整備計画		
トンネル防災設備の更新		
国道135号の忠霊塔について		
熱海箱根峠線の水路整備について		
静岡県水防テレメータ設備更新工事		
工事課	八幡山急傾斜地崩壊対策事業	
	泉地区の道路整備 …十国峠伊豆山線の3事業をまとめる	
	熱海大仁線県単道路改築事業	
	熱海港海岸環境整備事業(渚工区)	
	熱海港海岸環境整備事業(多賀工区)	
	広域漁港整備事業(3種係留等、3種外郭等)広域漁港耐震対策緊急事業…3事業をまとめる	
	国道135号 道路施設震災対策事業	
国道135号 交通安全施設等整備事業(地区一括)		
都市計画課	都市計画決定概要・都市事業概要	
	都市計画道路 伊東大仁線の訴訟を受けての対応	
	都市計画道路 熱海大仁線の整備について	
	十国峠伊豆山線の整備について	
	市都市計画関係事業詳細	
	建築・住宅・営繕行政について	
	県営住宅一覧図	
ダム管理課	七尾団地再生整備計画について	
	住宅瑕疵担保履行法について	
	奥野ダムの管理について	
	奥野ダム維持管理費について	
	ダム管理設備更新について【堰堤改良】	
	ダム施設以外の管理	
伊東支所	奥野ダム一日ダム教室について	
	▽▽▽▽▽会	
	ダムの発電について	
	国道135号の道路整備	
	(一)伊東川奈八幡野線の道路整備	
	中大見八幡野線の道路整備	
伊豆東海岸交通転換対策		
宇佐美3河川の整備計画		
伊東港の整備		
群発地震対策		

課	項目		
総務課	総務班	交通安全対策の実施	
		時間外勤務の縮減対策	
		平成22年度定期監査等の状況	
		地震災害対策の概要	
		被表彰事業一覧	
	建設業班	入札・契約制度の改善	
		工事入札執行状況	
		公共工事の発注計画及び執行状況	
	入札監視委員会への対応		
用地管理課	用地取得事業		
	使用料等の滞納対策		
	プレジャーボート対策		
	逢初川上流域における民間事業者の開発計画[熱海市伊豆山]		
	不法係留船「〇〇〇〇号」の行政代執行		
	イルカ生簀について[伊東港内]		
企画検査課	事業費の推移		
	地域活性化プロジェクト		
	道路事業の全体概要		
	河川事業の全体概要		
	砂防事業の全体概要		
	土砂災害防止法		
	港湾・漁港事業の全体概要		
	広報・広聴		
	現場の安全管理		
	優良建設工事等の表彰		
	熱海・湯河原地域活性化について		
維持調査課	道路の維持管理業務について		
	異常気象時の通行規制基準について		
	異常気象の対応について		
	地震対策備蓄資材の対応について		
	小田原土木事務所との調整事項		
	道路パトロールについて		
	アダプトロードについて		
	花街道整備事業について		
	リバーフレンドシップ		
	公共サイン整備計画		
トンネル防災設備の更新			
工事課	八幡山急傾斜地崩壊対策事業		
	泉地区の道路整備		
	熱海大仁線県単道路改築事業		
	熱海港海岸環境整備事業(渚工区)		
	熱海港海岸環境整備事業(多賀工区)		
	広域漁港整備事業及び農山漁村地域整備事業		
	国道135号 道路施設震災対策事業		
	国道135号 交通安全施設等整備事業(地区一括)		
都市計画課	都市計画決定概要・都市事業概要		
	都市計画道路 伊東大仁線の訴訟を受けての対応		
	都市計画道路 池田楠ヶ洞線の整備について		
	市都市計画関係事業詳細		
	建築・住宅・営繕行政について		
	県営住宅一覧図		
	七尾団地再生整備計画について		
伊東支所	工事班	国道135号の道路整備	
		(一)伊東川奈八幡野線の道路整備	
		中大見八幡野線の道路整備	
		伊東港の整備	
		群発地震対策	
		伊豆東海岸交通転換対策	
		宇佐美3河川の整備計画	
	ダム管理班	奥野ダムの管理について	
		奥野ダム維持管理費について	
		ダム管理設備更新について【堰堤改良】	
		ダム施設以外の管理	
		奥野ダム一日ダム教室について	
		▽▽▽▽▽会	
		ダムの発電について	

平成 22 年度 事業 (業務) 概要

平成 23 年 3 月

(件名)

逢初川上流域における民間事業者の開発計画 (熱海市伊豆山)

担当課：用地管理課

1. 事業 (業務) 目的

平成 18 年度より、 A 社 が、住宅建設を目的として逢初川上流域を開発しようとしている。逢初川は 1 年確率以上の降雨強度がないので、河川管理者として開発に同意するか否かが問題となっている。

なお、現在は平成 19 年度から、土採取条例により熱海市が対応している。

2. 事業 (業務) 概要

平成 20 年度に、土木事務所、熱海市、 A 社 にて現地の立会を行った。土木事務所からは、河川断面の狭い地点と河川台帳に断面の記載されている基準地点について流下能力を検討するよう伝えた。また、流下能力がない場合は、河川改修が必要な旨を伝えた。 A 社 からは、河川内にある温泉管を撤去するよう恫喝まがいの要望があった。

平成 21 年度には、 A 社 から当所が開発行為の同意について申し入れはなかった。一方で、当所より温泉管の所有者に対して、正式な占用許可申請を提出するよう現場立会の上指導した。

平成 22 年度には、 A 社 が当該所有地を売却に出し、その購入希望者が当所に許認可の確認に現れた。不法占用温泉管については◇◇◇◇◇◇◇◇組合が代表となり当所に占用許可を申請した。

23 年度の事業 (業務) 目標

- ・ 開発行為については具体的な河川改修計画の提示がない限り同意しない。
- ・ 新たな所有者となっても、上記対応に変更はない。
- ・ 熱海市の対応に協力する。

3. 課題と対策

① 都市計画法開発行為許可

当該開発は都市計画法第 29 条の開発行為許可の対象となる。許可権者は熱海市だが、同法第 32 条により、あらかじめ公共施設の管理者の同意を得なければならない。

② 2 級河川逢初川

逢初川は現在、流下能力が 1/1 (降雨強度 1 年確率) なく、県による具体的な河川改修計画もない。

③ 河川改修の施工者

河川改修は開発行為に伴い開発者の必要から行うので、河川法第 20 条により開発業者が実施し、同法第 69 条により、その費用は開発業者が負担する。

④ 都市計画法第 32 条同意

現在、開発行為は頓挫しており、具体的な河川改修計画の提示はない。

4. その他 注) 説明が必要な項目について記載

現在、 A 社 の経営が行き詰っていることにより、開発予定地はインターネット上で売りに出されている。今後新たな所有者が開発行為を計画する可能性があるが、当所の対応は、上記のとおり、法に基づき適切に処理していく。

事業概要の項目一覧

課	項目	頁	
共通	地震災害対策の概要		
	群発地震対策		
	小田原土木事務所との調整事項		
	緊急時の対応について		
総務課	総務班	交通安全対策の実施	
		時間外勤務の縮減対策	
		平成23年度定期監査等の状況	
	建設業班	被表彰事業一覧	
		入札・契約制度の改善	
		工事入札執行状況	
用地管理課	入札監視委員会への対応		
	用地取得事業		
	使用料等の滞納対策		
	プレジャーボート対策		
	不法係留船「〇〇〇〇号」の行政代執行 イルカ生簀について[伊東港内]		
企画検査課	事業費の推移		
	道路事業の全体概要		
	河川事業の全体概要		
	砂防事業の全体概要		
	港湾・漁港事業の全体概要		
	技術力向上策		
	広報・広聴		
	現場の安全管理 優良建設工事等の表彰		
維持調査課	維持管理業務について		
	異常気象時及び緊急時の対応について		
	異常気象時の通行規制基準について		
	地震対策備蓄資材の対応について		
	道路パトロールについて		
	協働事業について		
	公共サイン整備計画		
	トンネル防災設備の更新		
工事課	急傾斜地崩壊対策事業		
	(一)十国峠伊豆山線道路整備事業		
	(主)熱海大仁線道路整備事業		
	熱海港海岸環境整備事業(渚工区)		
	熱海港海岸環境整備事業(多賀工区)		
	網代漁港の整備について		
	(国)135号等 道路施設震災対策事業		
	(国)135号 交通安全施設等整備事業(地区一括)		
都市計画課	都市計画決定概要・都市事業概要		
	(都)伊東大仁線の判決を受けての対応		
	(都)池田楠ヶ洞線の整備について		
	市都市計画関係事業詳細		
	建築・住宅・営繕行政について		
	県営住宅一覧図		
	七尾団地再生整備計画について		
伊東支所	工事班	(国)135号の道路整備	
		(国)135号等 道路施設震災対策事業	
		(一)伊東川奈八幡野線の道路整備	
		(一)中大見八幡野線の道路整備	
		伊東港の整備	
	ダム管理班	宇佐美3河川の整備計画	
		奥野ダムの管理について	
		奥野ダム維持管理費について	
		ダム管理設備更新について【堰堤改良】	
		ダム施設以外の管理	
		奥野ダム一日ダム教室について	
▽▽▽▽▽会			
小水力発電について			

(熱海土木事務所 所長引継 (2012(H24)⇒2013(H25)) 電子データより抜粋)

事業概要の項目一覧 (H24→H25)

課	項目	頁	
共通	地震災害対策の概要		
	群発地震対策		
	小田原土木事務所との調整事項		
	緊急時の対応について		
総務課	総務班	交通安全対策の実施	
		時間外勤務の縮減対策	
		平成24年度定期監査等の状況	
		被表彰事業一覧	
	建設業班	入札・契約制度の改善	
		工事入札執行状況	
	入札監視委員会への対応		
用地管理課	用地取得事業		
	使用料等の滞納対策		
	プレジャーボート対策		
	不法係留船「〇〇〇〇号」の行政代執行		
	イルカ生簀について[伊東港内]		
企画検査課	事業費の推移		
	道路事業の全体概要		
	河川事業の全体概要		
	砂防事業の全体概要		
	港湾・漁港事業の全体概要		
	技術力向上策		
	広報・広聴		
	現場の安全管理		
	優良建設工事等の表彰		
維持調査課	維持管理業務について		
	異常気象時及び緊急時の対応について		
	異常気象時の通行規制基準について		
	地震対策備蓄資材の対応について		
	道路パトロールについて		
	協働事業について		
	公共サイン整備計画		
	トンネル防災設備の更新		
工事課	橋梁震災対策 工事課の橋梁アセットマネジメント(長寿命化計画) [熱海市内]		
	(主) 熱海函南線：県単 交通安全施設整備事業 [熱海市笹尻 等 地内]		
	(一) 熱海大仁線 県単道路整備事業 [熱海市 下多賀 地内]		
	千歳川水系 火山砂防事業 【冥加沢 砂防えん堤】 [熱海市泉地先]		
	地域自主戦略交付金【改修(統合補助)事業】及び【改修(長寿命化計画)事(地方港湾)】等 [熱海港]		
	熱海港海岸環境整備事業(渚工区) [熱海市 渚 地先]		
	熱海港海岸環境整備事業(多賀工区) [熱海市 上多賀・下多賀地先]		
網代漁港海岸耐震対策緊急事業について [熱海市 網代地先]			
都市計画課	都市計画決定概要・都市事業概要		
	(都)伊東大仁線の判決を受けての対応		
	(都)池田楠ヶ洞線の整備について		
	市都市計画関係事業詳細		
	熱海土木事務所景観検討委員会		
	建築・住宅・営繕行政について		
	県営住宅一覧図		
七尾団地再生整備計画について			
伊東支所	工事班	(国)135号の道路整備	
		(国)135号等 道路施設震災対策事業	
		(一)伊東川奈八幡野線の道路整備	
		(一)中大見八幡野線の道路整備	
		支所管内の河川事業	
		支所管内の砂防関係事業	
	ダム管理班	伊東港の整備	
		奥野ダムの管理について	
		奥野ダム維持管理費について	
		ダム管理設備更新について【堰堤改良】	
		ダム施設以外の管理	
		奥野ダム一日ダム教室について	
		▽▽▽▽会	
小水力発電について			